

# 「日本型資本主義」の守るべき長所は

— 国際化の潮流の中で考える —

林 卓男

## はじめに

「欧米の人びとが個人主義的であるのに対して、日本人は集団主義的である。そこに欧米人と比べての、日本人の国民性の特徴がある。」これは、内外の多くの識者の「日本人論」を通じての定説である。日本の資本主義と欧米のそれとを比べてみた場合に、欧米型資本主義が「権利重視の個人主義」に基づいているのに対して、日本型資本主義は「和合重視の集団主義」、縮めていえば「和の集団主義」に基づいており、それが日本経済躍進の原動力である。これまた、多くの「日本人論」に共通する見方である。

問題は、日本型資本主義の特徴である「和の集団主義」を「長所」とみて、今後とも守っていくべきか、それとも「短所」とみて、欧米型資本主義への転換を目指すべきか、である。これは価値判断に関することだから、どちらを選択しようとも、絶対的正しさ、普遍妥当性を主張できる筋合いではない。そうではあるが、私は、わが国は、後者の道を排し、前者の道を選択すべきだと思う。「和の集団主義」は「権利重視の個人主義」よりも、人道的であり、その意味で好ましいと思うからである。

とはいえ、光が影を伴うように、長所は短所を伴いがちである。「和の集団主義」という長所も、例外ではない。それどころか、それは重大な短所を伴っている。集団のメンバーが、集団外の人たちに対して、えてして非情であり、不当に差別的、排他的になりがちな点が、それである。国際化の潮流の中で、国際協調の必要性がますます高まりつつある状況下で、これは極めて重大な短所である。

だから、長所は守りながらも、それに伴うこうした短所については、私たち日本国民は、互いに努力してそれを是正していかなければならない。私たちの集団主義を、他者への不当な差別性、排他性のない「開明的集団主義」(enlightened groupism)へと高めていかなければならない。政府も民間も、そういう視点に立つことが必要だと、私は思う。

日本型資本主義の体質が論議の対象とされた最近の外交交渉として、1989年9月開始された日

米構造協議がある。また、それに3年先立つ1986年9月開始されたガット・ウルグアイ・ラウンドでは、コメ問題が日本側の最大の関心事とされてきたが、このガット交渉への対応策も、日本型資本主義と、深くかかわる問題である。1991年夏、相ついで明るみに出た一連の銀行・証券不祥事もまた、同様である。そこで以下「開明的集団主義の実現のためにはどうすればいいか」という視点に立って、これら3問題へのあるべき対応策を考えてみた。

## 日米構造協議の経過の概要は

まず、日米構造協議についてである。その経過の概要から始めることとする<sup>(注1)</sup>。

この協議の日本側呼称は「構造問題協議」だが、米側呼称は Structural Impediments Initiative-SII である。字義どおりに訳せば「構造的諸障害に関する会談」である。米側がこういう呼称を用いたことの中に、米国製品の輸入、米国企業の参入を阻む日本型資本主義の「不公正な構造的諸障害」に、改革のメスを加えようという、その決意のほどがうかがわれた。

この協議は、日米両政府の所管官庁から代表を出して共同作業グループを作り、検討する形で進められた。日本側は外務、大蔵、通産、米側は国務、財務、通商代表という、各3つの役所の事務当局が参加し、その他の官庁の代表も、必要に応じて参加した。第1回会合は89年9月、第2回は90年2月、第3回は同4月に行われた。この第3回会合では、それまでの検討結果をまとめた「中間報告」が作成、発表された。そして、同6月開かれた第4回会合で「最終報告」がまとめられ、海部首相、ブッシュ大統領の日米両首脳に提出された。協議開始から決着まで9カ月間の、なかなか能率的な会談だった。

ただし、日米構造協議はこれで終わったわけではない。90年6月の「最終報告」には、要旨つぎのような事後点検規定が盛り込まれた。「フォローアップ(事後点検)のため、1年目に3回、その後は年2回、高級事務レベル会合を開く。双方は、そのうちの春の会合の際に、それまでに行った改善措置に関する年次報告を出す。また、双方は、事後点検のプロセスを3年後にレビューする。」

これに基づき、1年目である91年の5月、第1回事後点検会合が開かれた。この会合では双方がそれぞれ「年次報告」を提出、それぞれに相手方の報告を点検し、「コメント」の形で評価結果と要望事項を述べた。92年が2年目、93年が3年目で、前述の「最終報告」によれば、その3年目に双方は「事後点検のプロセスをレビューする」ことになる。この表現は不明確だが、日本側は「特別の事情がない限り、その会合、すなわち、93年の会合をもって、日米構造協議を終結する」という意味と解している。

では、構造協議の対象とされたテーマは何か。これは、89年9月の構造協議開始に先立って、米側は日本側に、日本側は米側に、それぞれ相手方の経済社会構造に関する改善要求を提出し、

それを検討課題としたのだった。日本側の検討課題は6項目、米側のそれは7項目だった。その名称と、相手方の改善要求とは、つぎのようだった。ただし、ここに記す各項目ごとの改善要求は、原文の表現に捉われず、その中心的狙いと解されるものを、私が平易に要約したものである。また、日本側の6検討課題のうち「排他的取引慣行」「系列関係」の2項目については、米側改善要求の内容も含めて、あとで詳述するので、ここではその点は省略する。

▷日本側検討課題 (1)貯蓄・投資パターン＝日本の政府と国民は、貯蓄したものを、もっと国の投資にまわし、社会資本を充実すべきだ。それをせずに、輸出や海外投資に熱を上げるのは、おかしいではないか。(2)土地利用＝狂乱地価を何とかすべきだ。(3)流通＝流通経路をもっとすっきりとした、わかりやすいものにし、輸入外国製品の流通をもっと容易にすべきだ。(4)排他的取引慣行 (5)系列関係 (6)価格メカニズム＝日本製品は、国内で高く、海外で安い。この大きな内外価格差を何とかすべきだ。

▷米側検討課題 (1)貯蓄・投資パターン＝米国では国民の貯蓄率が低い。もっと高めて、投資、経済成長を促すべきだ。(2)企業の投資活動と生産力＝米国企業の米国内での投資活動の活発化、外国企業の対米投資の促進で、米産業の生産力、競争力を高めるべきだ。(3)企業ビヘイビア＝米国企業の経営者は、目先の利益を追うのではなく、長期展望に立って企業を運営すべきだ。(4)政府規制＝米国での政府規制のうち、貿易と公正な競争を阻害しているものを緩和、撤廃すべきだ。(5)研究・開発＝もっと促進すべきだ。(6)輸出振興＝米政府は、もっと輸出振興に努めるべきだ。(7)労働力の教育および訓練＝それが米国の競争力の強化につながるのだから、米政府として努力すべきだ。

## 日本の「体質改善」が米側の狙い

日米双方がそれぞれに検討課題を設定したことに示されたように、日米構造協議は、形式上は、双方対等の立場で進められた。しかし、それはあくまで形式上のことにすぎない。実質上は、米側が攻め、日本側が守る、米側主導の会談だった。その証拠には、90年6月の「最終報告」での日本側の改善約束と、米側のそれとを比べてみると、前者の方が後者よりも分量が遙かに多く、記述も具体的だった。91年5月の「事後点検年次報告」に記された改善措置についても、事情は同様だった。しかも、相手方の改善措置が不十分だったときのことを考えてみると、米側は対日輸入制限という報復的措置をとりうるが、日本側の対米報復などは、あり得ないことである。その点だけからみても、「対等」が形式上のものにすぎないのは、明らかである。

もともと、この構造協議は、日本側の対米大幅黒字という、両国間の著しい貿易不均衡の是正を目指して、米側がその開催を求めたものだった。これは「貿易不均衡の是正のためには、日本型資本主義にメスを加え、その体質を改善することが必要だ」という判断によったものと解され

た。他国の経済社会構造にケチをつけ、その体質改善を求めるのは、本来、失礼なことである。しかし、米側があえてそういう行動に出たのには、それなりの無理からぬ理由があった。

事の発端は、1985年9月のプラザ合意に遡る。ニューヨークのプラザ・ホテルで行われた米日英仏独5カ国の蔵相・中央銀行総裁会議での「ドル交換レート引き下げ」に関する合意である。米国の大幅貿易赤字の是正を目指したものだ。これを機に、他国通貨に対するドルの交換レートは低下していった。

86, 87両年には、過渡期の逆調傾向が示されたものの、88年からは、この政策は、ECなど、日本以外との関係では、効果を発揮し出した。これらとの関係では、米国の貿易収支は着実に改善されていった。ところが、対日関係は、例外だった。日本の対米貿易黒字は、85年に394億ドルだったものが、87年には520億ドル、88年には475億ドルと、概ね500億ドル前後になった(大蔵省関税局「外国貿易概況」による)。減どころか、逆に大幅に増えたのである。88年についてみると、米国の年間貿易赤字が1,377億ドル(IMF統計)、うち約3分の1が対日赤字だった。そこで米側は「日本は異常体質だ。対日貿易赤字の縮小のためには、日本の体質改善が先決だ」と、思い詰めるに至ったものと解される。

なお、日本の対米貿易黒字は、その後、89年が449億ドル、90年が379億ドルと、着実に減小傾向を辿ってきた(前掲「外国貿易概況」)。しかし、米国の年間貿易赤字も、89年が1,291億ドル(IMF統計)、90年が1,017億ドル(米商務省統計)と、減っている。このため、米国の貿易赤字の約3分の1が対日赤字、という状態は変わらない。

## 「見直し派」4論客の主張の核心

日本を異常体質視し、そこに貿易収支不均衡の原因を求める米政府の考え方は「リビジョニスト」といわれる日本見直し論者たちの主張と共通する。そこで、論を進める前に、ここで、これらの論者の主張を概観しておくことにする。

日本見直し論者たちは、1989年ごろから、その独特の日本分析によって、時代の脚光を浴びるに至った。代表的論客は4人で、その氏名と代表的著作(邦訳)は、つぎのようである。

- ▷チャーメーズ・ジョンソン(米カリフォルニア大学サンディエゴ校教授)『通産省と日本の奇跡』(TBSブリタニカ・1982年)
- ▷クライド・V・プレストウィッツ(元米商務省審議官)『日米逆転』(ダイヤモンド社・1988年)
- ▷ジェームズ・ファローズ(「アトランティック・マンスリー」誌ワシントン編集長)『日本封じ込め』(TBSブリタニカ・1989年)
- ▷カレル・V・ウォルフレン(オランダ人ジャーナリスト)『日本権力構造の謎』(上下)(早

川書房, 1990年)

これら日本見直し派の主張に共通するのは「日本は、米国や西欧諸国とは異質な国だ」という「日本異質論」である。以下に、4論客の前掲書の中から、それぞれの主張の核心的な個所の一部を、引用してみよう。

▷チャーマーズ・ジョンソン＝規制指向と発展指向は、2つの異なった型の政府と経済の関係を作り出した。アメリカは規制指向が卓越している国家の適例であり、一方、日本は発展指向が卓越している国家の適例である。規制的、あるいは市場合理的な国家は、経済競争の形式と手続き（規則）にはかかわり合うが、本質的な事柄にはかかわり合いを持たない。例えばアメリカ政府は、企業の規模から独占禁止関連の法規を数多く持っているが、どの産業が存続すべきで、どの産業がもはや必要でないかについては、かかわり合いを持たない。これと対照的に（日本のような）発展指向的な、あるいは計画合理的な国家は、正にその顕著な特徴として、本質的な社会的、経済的な目標を設定している。（22～23ページ）

▷クライド・V・プレストウィッツ＝確かに、少なくとも主要国の中では独特だと思われる日本の特徴の一つに、個人より集団の方が、……極端なまでに強調されているという事実がある。どの社会であれ、1人ではできないさまざまな仕事を成しとげるべく、集団が組織される。それにしても日本では、集団を離れた生活はないに等しく、集団が個人の生活を規定している。……アメリカ側としてはまず、日本の市場もアメリカと同じであり、日本が不公正であることをやめさえすれば、市場は開放され、同じように操作できるはずだという思い込みを捨ててかからねばならない。日本人なりの精神構造、その社会と経済の構造が、れっきとして存在しているのである。それにはフェアもアンフェアもないので、そのあるがままの姿と相對……（する）ことが必要なのである。（120～121ページ、469ページ）

▷ジェームズ・ファローズ＝（日米両国の）対立は、日本がその一方的、かつ破壊的な経済膨脹を抑制する能力がないか、抑制する意志がないことから起きている。膨脹が一方的というのは、日本が、自国に対しては許していないことを、日本の企業が、他国に対して行っているからだ。破壊的というのは、それが日本が最も恐れている国際的村八分そのものに至るからであり、さらに究極的には、日米のパートナーシップを維持できなくさせるからだ。……友人というのは、ときには破壊的な習慣をやめさせなければならない。……もしも日本が自国経済の行き過ぎを抑制することができなければ、アメリカとしては、日本とのパートナーシップを救うためにも、外部から制約を加えなければならない。（98～99ページ）

▷カレル・V・ウォルフレン＝日本政府も、他国の政府と同じように、必要に応じて政策を変えることによって外部世界に対処できるという前提なしでは、外国政府は、日本との外交交渉など、とてもやっていけない。だが、相対的にいうと、日本では政府は、諸外国の政府ほど大きな責任を負うものではない。……今日、最も力のあるグループは、一部の省庁の高官、政治派閥、

それに官僚と結びついた財界人の一群である。それに準ずるグループもたくさんあり、例えば、農協、警察、マスコミ、暴力団などである。これらすべてのグループは、筆者が本書で〈システム〉と呼ぶことになる権力構造の構成要素である。ここで〈システム〉という用語を導入したのは、「国家」という概念と区別するためである。個々のグループは、どれも究極的な責任は負わない。これら半自律的な〈システム〉の各構成要素には、国家の権威を脅かす自由裁量権が与えられているが、それらすべてを統率して牛耳る、いかなる中央機関も存在しない。（上巻36～37ページ）

## 日本異質論をどう受けとめる

日本見直し派4論客の上記の日本異質論を、私たち日本国民は、どう受けとめるべきだろうか。まず、日本と日本人の特徴に関するこれら4氏の指摘の当否だが、いずれもいい点を衝いており、基本的に正しいと、私は思う。では、つぎに、私たち日本国民は、これらの諸特徴のうち、どれが守るべき長所、どれが改めるべき短所と考えるべきだろうか。私は、つぎの4点を、私見として指摘したい。

第1 政府が業界の面倒をみるのは、基本的には「長所」であって「短所」ではない。＝政府と経済との関係に関する「規制指向と発展指向」（ジョンソン）というのは、平たくいえば「自由放任型と指導育成型」ということである。米国政府（議会を含む）は、個々の業界との関係では、その業界が行ってはいけないことは定めて、それは守らせるが、それ以外のことは、業界の自由に任せる。それにひきかえ、日本政府の場合は、個々の業界に対して、主務官庁が指導育成の任に当たる。そこが日本型資本主義の一大特徴である。過保護ママ的行き過ぎはいけなし、実際に、その傾向はある。しかし、主務官庁が業界の面倒をみること自体は、好ましいことでこそあれ、非難されるべきことではない。現に、ジョンソン自身、その立場でこの本を書いている。

第2 日本人の集団主義的特徴は、基本的には「長所」である。＝「日本では、集団を離れた生活はないに等しく、集団が個人の生活を規定している」（プレストウィッツ）というのは、多少の誇張は感じられるものの、基本的には間違っていない。そして、「和の集団主義」は、「長所」と考えるべきだと思う。もちろん、それに伴う「短所」については、是正に努めねばならないが。

第3 「一方的、かつ破壊的な経済膨脹」（ファローズ）は、重大な「短所」である。＝それは集団主義に伴う重大な短所である。日本型資本主義が国際社会から暖かく受け入れられ、国際協調の実を挙げるためには、是非ともこの短所を克服せねばならない。

第4 「すべてを統率する中央機関の欠如」（ウォルフレン）は、「短所」には違いないが、同時に「長所」的側面もある。＝ウォルフレンは「コンセンサス政治」という日本政治の仕組み

に、彼独特の分析を加えているのである。この日本型コンセンサス政治は、内外諸問題への機敏な対応には向かない。その意味では、日本の短所である。しかし、ある特定の問題で、ひとたび、全国民的コンセンサス、つまり国論がまとめれば、それは大きな力になりうる。それが長所的側面である。例えば、もし、いまの日本型資本主義を、「開明的集団主義」に基づく、より高次な日本型資本主義へと発展、昇華させることが国論となれば、それは実現への強力な推進力になるう。

## 日米が共通方向だった「4項目」

再び日米構造協議の問題に戻る。

すでにみてきたように、同協議は、日本側6項目、米側7項目を検討課題に、89年9月開始され、90年6月、「最終報告」がまとまった。それから1年近くを経た91年5月、第1回の事後点検会合が開かれた。双方は、この会合に、「最終報告」に盛り込まれた改善約束の実施のために、それまでにどのような措置を講じたかに関する「年次報告」をそれぞれに提出し、相手方提出の「年次報告」に対して「コメント」の形で評価を下し、注文をつけた。形式上は日米対等だが、実質上は米側主導の会談だった。注目され、重視されたのは、米側要求への日本側の対応ぶりだった。そこで、ここでは、その点に焦点をしばって検討することにする。

6項目の日本側検討課題のうち、「貯蓄・投資パターン」「土地利用」「流通」「価格メカニズム」の4項目に関しては、「流通」で中小企業保護との関係で問題はあったものの、改善方向について、日米双方の考え方に基本的な対立はなかった。米側は「生活者であり、消費者である日本人一般の立場」を重視し、米側の改善要求が日本人一般の利益にかなうものであることを強調した。これはいい点を衝いていた。日本政府は従来、業界の指導育成を重視してきたが、「業界重視」は「生活者、消費者としての国民の軽視」につながり易い。米側はそこを衝いた。本来、日本の野党がなすべきことを、野党になり代わって米側がやり、「日本の健全野党」の役割を發揮した、という趣きがあった。日本政府としても、こういう要求には、当然、謙虚に耳を傾けざるを得ない。

とはいえ、改善方向で日米間に基本的対立がなかったということは、日本側が行った改善措置に、米側が満足したというを意味することにはならない。91年5月の第1回事後点検会合での「米側コメント」によると、上記4項目に関する日本側の改善措置のうち、米側が「合格点」を与えたのは、「貯蓄・投資パターン」に関するものだけだった。

基本的には、米側は、この項目については、日本側の改善措置を「賞賛に値する」とした。「91年度から2000年度まで10年間430兆円の公共投資計画」を高く評価したのである。しかし、「土地利用」「価格メカニズム」では「努力なお不十分」とした。「流通」では、日本側が行っ

た大規模店舗法改正について、「その影響を重視していく」と評価留保の態度をとった。このように、改善措置に対する米側の評価には、なお厳しいものがある。しかし、これら4項目では、日米間に改善方向に関する基本的な対立はない。

ところが、残る「排他的取引慣行」「系列関係」の2項目については、事情が異なる。これらについては、改善方向それ自体に関して、日米間に考え方の基本的な違いがある。まず、「系列関係」についてだが、米側が系列関係の存在自体に批判的であるのに対して、日本側はこれに一定の合理性を認め、したがって、その存在価値を認めている。つぎに「排他的取引慣行」についてだが、「何をもって不当な排他的取引慣行とみるか」に関して、日米間に意見の対立がある。だから、米側が攻め、日本側が守る日米構造協議での攻防のヤマ場は、これら両項目をめぐるやりとりであった。ただし、日本側は真っ向から反撃したのではない。表向きは相手方の要求を受け入れながらも、もともと自分らの側に「改善の必要性」への認識が薄弱だから、実際に行う改善措置は米側にとってはなほだ不満なものになる。そういう推移を辿った。要するに、日本側が「面従腹背」の態度をとり、それが米側の不満を募らせたのである。以下に、この点をさらにくわしく検討してみよう。

## 米側は「系列」「排他慣行」で大不満

### ▷系列関係

89年9月の日米構造協議の開始に際しての「系列関係」に関する米側の言い分は、要旨、つぎのようだった。「日本の企業グループは、日本市場への参入、日本市場の拡大の障壁になっている。また、この系列により、企業の買収による参入も困難になっている。系列の中心は株の持ち合いであり、それが自由な商品、サービス、法人資産の流通を妨げている。」

日本側のこれへの対応方針は「最終報告」のこの項目の冒頭に「基本認識」として、つぎのように記されている。「系列関係の存在は、一定の経済合理性を有するとの側面もあるが、同時に、グループ内取引を選好させ、対日直接投資を阻害し、また、反競争的取引慣行を生起させる側面を有するとの見方もある。政府としては、このような懸念に対し、系列関係をより開放的かつ透明なものとするよう努めることとし、その目的に向けて所要の措置を講ずる。(以下略)」

この対米約束の「キー・ワーズ」は「より開放的かつ透明なものとするよう努める」である。米側は「閉鎖的かつ不透明」な制度を嫌う。それを「不公正」とみる。そして「あれは不公正(アンフェア)だ」という言葉は、欧米では嫌悪と軽蔑の念をこめて語られる。そこで、日本側はそうした批判に対処する意味で、この「最終報告」では、米側要求にすなおに応じ、極力改善措置を講じる立場をとった。しかし、同時に、おずおずと遠慮した表現ながらも「系列関係は一定の経済合理性を有する」と抗弁もしている。



そこに日本側の本心がある以上、米側要求へのその対応措置は、おのずから抑制されたものになる。具体的には、日本側は、91年5月の「年次報告」の中で「系列取引の実体を明らかにするためのディスクロージャー制度（企業内容開示制度）の実施」「TOB（株式公開買い付け）実施上の障害の緩和」など、全部で13措置を記した。

しかし、米側は「コメント」の中で、これらの措置に一応言及したのち、つぎのように、あからさまな不満をぶちまけた。「これらの諸措置を超えては、日本政府は、構造協議で合意された目標に向けて、評価すべき前進を示していない。とくに、系列をより一層開放的で透明にする措置が欠如している。さらに、われわれは、外国企業の日本への参入を促進する広範な措置を未だ承知しておらず、株式持ち合いの問題に取り組む措置が欠如していることを、遺憾に思う。系列制度は依然として日本市場への参入に対する強大な障害である。」要するに、米側は「不合格」の採点を下したのである。

#### ▷排他的取引慣行

米側の言い分は、要旨、つぎのようだった。「日本企業は、外国企業の日本市場参入を妨げるようなビジネス慣行を行っている。こうした多くの排他的ビジネス慣行は、政府の規制、政策から生じている。この数十年、日本の多くの市場は、外形的な貿易障壁や行政指導といった、市場を『安定』し、『合理化』する政策の下にあった。この政策が、外国製品や外国企業を、日本市場から排除する慣行の形成に、役立っている。具体的には、企業の排他的な調達慣行や談合、グループ内企業への技術移転にのみ熱心で、本来の特許権者の権利保護に冷淡、独占禁止法のゆるい適用、などである。」

これに対する日本側の「基本認識」は、米側の言い分に少しも異を唱えることなく、米側と同じ改善方向を目指す趣旨のものだった。しかし、実際には、日本側には「改善」への強い意欲はもともとなかったとみるべきだろう。例えば、違法カルテルなど、独禁法違反行為によって被害を受けたとする私人の、当該企業ないし業界を相手どっての損害賠償訴訟は、日本では有効に機能していない<sup>(注2)</sup>。これは米国の場合との大きな違いである。にもかかわらず、日本側にはもともと、これを米国並みに「改善」することへの意欲はなかった。それなりに安定した日本社会が、何かというときすぐ裁判沙汰にする、米国型「訴訟社会」へ変質していくことへの危惧感があるからである。

そこで、米側要求への日本側の対応措置は、「系列関係」の場合と同様に、おのずから抑制されたものになる。具体的には、日本側は、91年5月の「年次報告」の中で「違法カルテルによる売上額に対する課徴金の上限を、従来の2%から、3倍の6%に引き上げ」「独禁法違反の罰金の上限も、引き上げを検討」「刑法の談合罪の罰金刑の上限引き上げ」など、全部で14措置を記した。しかし、内容的には、いずれも地味なものだった。独禁法違反で被害を受けた私人の損害賠償請求訴訟のことに、かなりくわしく触れてはいた。しかし、みるべき訴訟促進策は示され

ていなかった。

当然、米側は満足しなかった。「系列関係」の場合と同様に、「コメント」の中で、あからさまに不満をぶちまけた。一応、日本側の措置に触れたのち、「このような前向きな取り組みにもかかわらず、全体としての進捗がなされていない点について、以下のとおり失望している」として、失望点を列挙した。例えば、違法カルテル関係の課徴金について「6%ではまだ低すぎる。これでは企業の不当利得を完全には剥奪できない」むねを述べ、大幅引き上げを求めた。独禁法違反行為に対する私人の損害賠償請求訴訟の促進についても、そのための関係諸制度の抜本的改革を求めた。要するに、「系列関係」の場合と同様に、米側は日本側の措置に「不合格」の採点を下したのである。

## 長所は堅持して、短所を直そう

以上にみてきたように、米側は「系列関係」「排他的取引慣行」の双方について、日本側の対応措置に、「極めて不十分である」むね、あからさまな不満を示し、抜本的な改善措置を求めている。米側としては、日本型資本主義の「本丸」に当たるのがこれら両問題であるとして、その攻略に執念を燃やしているように見受けられる。日本側はそれにどう対応していくべきか。それがこれからの重要課題である。

私は「系列関係を開放的で透明なものに」「外国製品、外国企業に対する不当な差別をやめよ」などの主張は、誠にもっともだと思う。日本型資本主義を「不公正」と批判されないために、ないしは、その批判を払拭するために、日本側は、政府、民間ともどもに、自己改革に努めるべきだと思う。しかし、短所は改革しながらも、日本型資本主義の拠って立つ「和の集団主義」の長所については、あくまでそれを堅持していく心構えが必要であると思う。

具体例に即して考えてみよう。「日本見直し派4論客」の1人、プレストウィッツは、日本の「排他的取引慣行」の1つの現れとしての「排他的調達慣行」について、つぎのように述べている。「日本では、ほかから1割安い値段を提示されても、20年来続いている取引関係を絶つわけにはいかない。裏切り行為とみなされるからだ。」(米ニューズウィーク誌・邦訳、89年10月12日号)彼自身は、日本の「異質性」を指摘しただけで、非難の意味で述べたのではないと思う。しかし、米国では、こういうことが「非難されるべき不当な取引慣行」とされている。

大方の日本人の感覚からすれば、それこそとんでもないことではなからうか。他から安い値段を提示されたからといって、長年の取引関係を絶ちほししない。取引関係を維持する。それが、日本人にとっての当然の行き方である。そういうことを通じて、双方の物心両面の結びつきが強まる。それは純経済的にみた場合にも、双方にいい結果をもたらす場合が多い。だから、もしそれをしも「排他的取引慣行」と呼ぶとしても、その場合の「排他性」は許容されるべきもので

あって、非難されるべき「不当な排他性」ではない。こういう主張は、国際社会で説得力を持ちうるのではなかろうか。少なくとも、日本側はこの立場を堅持すべきだと、私は思う。

盛田昭夫、石原慎太郎両氏共著の『NOと言える日本』（光文社・1989年）は、いまや余りにも有名である。その中で盛田氏が、日本企業での労使の運命共同体意識にみられる、集団主義のよさを、要旨、つぎのように説明している。「米国では、経営者は自分の目先の利益のことだけしか考えず、従業員を、自分が儲けるための道具としてしか、考えない。だから、従業員は、会社への帰属意識を持たない。これに対し、日本では、経営者、従業員が一緒になり、運命共同体意識で結ばれて、企業の永続的繁栄のために努力する。だから、日本経済は強いのだ。」（95～101ページ）この本は、国際的に物議をかもした本である。私も、その全内容に賛成しているわけではない。しかし、少なくとも、ここに記した盛田氏の見解には、全面的に賛成である。

実は、終身雇用制、年功序列賃金、企業別組合主義という、日本的雇用慣行の「三種の神器」は、いまでは神活にすぎないというのが通説になっている。それは、主として大企業に関する慣行で、わが国の事業体の大多数を占める従業員10人未満の零細企業は、それとは無縁だからである（注3）。

しかし、「三種の神器」なしでも、集団主義は存在する。「三種の神器」に支えられた大企業労使はもちろんだが、その支えのない小規模企業の場合も、通常、程度の差こそあれ、労使間に運命共同体意識はある。そして、この企業レベルの運命共同体意識が、横に、縦にと広がったのが、水平的、垂直的企業系列の情緒的結びつきである。それが、日本型資本主義の強さの源泉をなしている。

日本側は、各種企業のそうした集団主義的結びつきを「長所」として、それを今後とも守っていくべきだと、私は思う。この見地からいって「株の持ち合い」は維持されるべきだろう。また、企業を安易に売買の対象にしたり、何かとついでに裁判沙汰に及んだりする、米国的制度、風潮の導入には、日本側は慎重な立場を堅持すべきだろう。米側の言い分にも極力耳を貸し、改めるべき点は、大いに改めるのがいい。しかし、自らの長所までも失ってしまってはならない。

## コメ自給論には説得力がある

以上、日米構造協議での米側要求への日本側のあるべき対応ぶりを検討してみた。つぎにガット（関税・貿易一般協定）ウルグアイ・ラウンドへの日本側のあるべき対応策を検討することにする。それに先立ち、まず同問題のこれまでの経道を振り返ってみる。

ガット・ウルグアイ・ラウンドは、1986年9月、始まった。交渉は15分野にわたって進められた。本来、1990年末までに結論を得るはずだった。しかし、農業分野で米国とECが対立、そのあおりもあって、他分野の交渉も進まず、問題は1991年に持ち越された。農業分野の交渉課題は

「農業保護をどう減らすか」だった。ECは、従来、事実上の保護関税である可変課徴金で域内農業を保護する一方、過剰農産物の輸出を、輸出補助金で後押ししてきた。米国もそれへの対抗上、農産物の輸出補助策をとってきた。今度の交渉では、米国が、この農業保護の思い切った削減を提唱し、ECがそれに難色を示して、対立してきた。

農業問題での交渉の焦点は、このように米国、EC間の農業保護削減問題であって、日本のコメ問題ではない。しかし、米国は従来一貫してわが国にコメ市場開放を求めてきた。それに、ミニマム・アクセスも認めない「コメ輸入全面反対論」には、ガット条項との関係で、理論的弱点が指摘されてきた。このため、交渉の大詰めを控え、日本側は、最終的にどう対応すべきかに苦慮している。それが本稿執筆の時点までの交渉経過である。

日本政府は、従来一貫して、コメ輸入自由化反対論をとってきた。その論拠は、農林水産省の各種資料によれば、つぎのように要約できる。「日本は、世界最大の農産物輸入国である。これまで種々の農産物について市場開放措置を実施してきた。その結果、現在、食料自給率はカロリー・ベースで48%に低下している。これは、先進国中で最低である。したがって、主食であるコメ自給態勢だけは、今後とも維持していく。それは、単に食料安全保障という見地からだけでなく、農村経済の安定、水田という形での国土保全のためにも、重要である。さらに、開発途上国に飢えに苦しむ多くの人びとがいることを考えれば、コメの自給態勢維持は、世界の農産物需給の安定に寄与するという意味でも、重要である。」

日本政府のこのコメ自給態勢維持論は、十分説得力があると私は思う。一体、日本のコメ自給態勢と、「和の集団主義」という日本型資本主義の「長所」とは、因果関係があるのだろうか。私はあると思う。コメの自給態勢を含む安定した経済社会基盤があればこそ、その上に「和の集団主義」が花開いているのだと思う。とはいえ、それは論証至難な問題である。だから、私は、そのことをここで強調するつもりはない。私がここで強調したいのは、政府のコメ自給態勢維持論は、単に日本国民にとってだけでなく、国際社会に対しても、十分説得力を持ちうるということである。

私がとくに強調したいのは、前述の政府見解の最後の「世界の農産物需給の安定に寄与」という点である。これは、平たくいえば、つぎのような意味だと、私は理解している。いま日本では、3割減反下で、年間約1,000万トンのコメが生産され、それでコメの自給態勢が維持されている。もし日本のコメ市場が完全に開放され、この約1,000万トンをもるまる輸入に仰ぐことになったらどうなるか。さらでだに飢えに苦しむ開発途上諸国の多くの人びとに、直接、間接にシワ寄せが及ぶことになる。1,000万トンのコメの自給ができるのにそれをせず、カネにまかせて外国から買いまくることによって、飢えに苦しむ人びとに一層の苦難を強いる。それは国際道義上、断じて許されることではない。だから、その意味でも、コメ自給態勢の維持は必要だ、ということである。これは決してつまらぬ小理屈ではない。国際社会で立派に通用する議論だと思う。

## 「自由貿易論」より「公正貿易論」を

実際には、各種報道によると、日本政府のコメ輸入自由化反対論、自給態勢維持論は、ガットの場合、芳しい評価を得ないまま、推移してきたようである。その1つの理由は、例えば、「年間30万トン輸入」といったミニマム・アクセスさえも認めない輸入全面反対論には、ガットの条項に照して問題があるという点である。しかし、単にそれだけではない。もう1つの理由として、「貧しい開発途上国ならばともかく、自由貿易で大きな恩恵を得ている経済大国日本が、コメの輸入自由化に反対するのは、納得できない」という見方が、加盟諸国の間に強いことである。

加盟諸国の間に、このように、日本に対する突き放した見方が強いのは、実は、日本の側にも大いに責任がある。というのは、日本政府は、通商政策に関しては、ガットを含む国際会議の場で、「自由貿易の旗手」的な主張を展開するのを常としているからである。普段、自由貿易の必要性を強調しているくせに、ことコメの問題になると、一転して超保護貿易的になる。「おかしいではないか」と各国の側が思うのは、無理からぬことである。

日本政府の通商政策は、もう少し詳述するならば、つぎのようなものといえる。「あくまで自由貿易を支持し、保護貿易、管理貿易を排する。自由貿易で多額の貿易黒字が出た場合にも、黒字減らしのための輸出抑制はよくない。縮小均衡をもたらすからである。黒字減らしは、輸出の抑制でなく、輸入の増大による拡大均衡によって、行うべきである。」

この自由貿易論は、「矛盾をはらんだ偽善的な議論」と評すべきである。というのは、これは、強い国際競争力を持ったわが国工業製品の野放図な輸出、「日本見直し派4論客」の1人、ファローズのいう「一方的、かつ破壊的な経済膨脹」の正当化を狙った理論にほかならないからである。輸入面までも含めた、首尾一貫した自由貿易論ではないからである。現に、日本は、輸入面では、コメについて「輸入は全面的に禁止」の強い保護貿易策をとっているだけでなく、輸入工業製品に関しても、各種の非関税障壁を設けている。さきに検討した「系列関係」なども、その一種とみてよかろう。正にダブル・スタンダードである。

通商政策に関する日本側の主張は、このように一貫性を欠き、基本的に国際的説得力を持たない。基本的にそうだから、「日本のコメ自給態勢の維持は、世界の農産物需給の安定に寄与する」などと、国際的説得力のある主張を時に展開してみても、まともに相手にされない。コメ問題での日本側の主張が、ガットの場合芳しい評価を得ないまま推移してきたこと背景には、そういう事情があったと私は理解している。

必要なのは、首尾一貫性のない偽善的な自由貿易論に代わる、首尾一貫して国際的説得力のある、かつ道義性の芳り高い新たな通商基本政策を、日本として打ち出すことである。それは「自由貿易論」というよりも、「公正貿易論」であるべきだ。「自由貿易は大事だが、日本は国際競

争力の強い自国工業製品の輸出に当たって、野放図な自由は主張しない。相手国が求めるならば、輸出自主規制に応じる。その代わり、輸入に関して、日本が、一方で自由貿易の見地から極力市場開放に努めながらも、他方で、国益上の考慮から、品目により、また事情により、規制措置をとる場合があることを、他国も認めてほしい。」そういう趣旨の主張である。

日本政府が従来唱えてきた「自由貿易論」は、「一方的、かつ破壊的な経済膨脹」の正当化を目指すものである。「集団主義」に伴う、他者への非情性を内包した理論である。これに対して、上記の「公正貿易論」は、他者の立場にも配慮した「開明的集団主義」に基づく理論である。

現実には日本は、各種の輸出自主規制を行っている。対米関係での繊維、鉄鋼、工作機械、自動車、対EC関係でのVTRなどである。しかし、それは、いまの日本の貿易理論では「必要悪」としか位置づけられていない。ガットの場合での「輸出自主規制」の地位も芳しくない。ガット違反か、違反でないか定かでない、黒白の中間の「灰色」の存在とされている。日本はこれを「公正貿易のための一手段」として積極的に評価し、ガットの場合でも、その明確な合法化を提唱すべきだと思う。一方でそういうことを提唱しながら、他方で食料安全保障、コメ自給態勢維持論を主張する。これならば、筋も通るし、説得力もある。もし日本側が当初からそうした「公正貿易論」の立場をとっていたならば、その主張はガットの場合で、多くの支持、共感を得ていたことだろう。

## 不祥事は過当競争から生まれた

以上、まず日米構造協議、ついでガット・ウルグアイ・ラウンドに関して、日本側のあるべき対応策を検討した。最後に、1991年夏、明るみに出た一連の銀行・証券不祥事と、日本型資本主義との関係を検討することにする。

一体、これらの不祥事をもたらした根本原因は何か。私は、銀行、証券会社ともに、同業各社間の横並びの過当競争が原因だったと思う。バブル経済のカネ余り現象の中で、銀行各社は、ダブつくカネの有利な融資先を求めて、シノギを削った。証券各社は、ダブつくカネの有利な運用を望む各種企業、団体に働きかけて、資金運用契約の獲得にシノギを削った。こうした過当競争が、一連の不祥事をもたらした。

「知りつつ悪を行うな」は、経営者が守るべき最低限の道德基準である<sup>(注4)</sup>。ところが、この不祥事に当たって、証券・銀行各社の少なからぬ幹部が、このギリギリ最低限の道德基準に違反した。知りつつ悪を行ったのである。証券損失補てん、暴力団との癒着、株買い占めへの協力、銀行不正融資、税務虚偽申告などである。もっとも、このうち、証券損失補てんを「悪」ときめつけられることについては、証券各社の側に、内心釈然としないものがあるだろう。しかし、それ以外のものはすべて、一点の疑いもなく、「悪」である。なぜ「悪」と知りつつ、それらを行った

のか。過当競争の故である。

日本では、同業各社間の関係は「一面協調、一面過当競争」という二面性を持つ。「日本見直し派4論客」の1人、チャーマーズ・ジョンソンの指摘にあるように、日本では、各業界について、主務官庁が「指導育成」をはかる。これが日本型資本主義が拠って立つ「集団主義」の1つの現れである。「指導育成」に当たっては、通常、「その業界に属するすべての企業がうまくやっけていけるように」という、いわゆる「護送船団」方式がとられる。その限りでは、同業各社は協調態勢をとる。他方、各企業は、それぞれに運命共同体意識で労使が団結し、企業の発展に努める。この場合、各企業にとって、同業他社は、絶対におくれをとってはならないライバルである。そこで同業各社間の猛烈な横並び過当競争が展開される。これも「集団主義」の1つの現れである。

日本の同業各社関係のそうした二面性との関連でみた場合に、1991年夏の一連の銀行・証券不祥事に対するマスコミや識者の論評には、1つの注目すべき傾向がみられた。それは「一面協調、一面過当競争」の二面性のうち、前者を重視し、後者を軽視する傾向だった。具体的には「主務官庁である大蔵省の指導のもと、同業各社が、競争を忘れて協調したことが、不祥事を生んだ」として「協調と不祥事との関係」を重視する一方、「過当競争と不祥事との関係」は軽視する傾向が強かった。どうしてそういうことになったのか。私の理解に苦しむ点である。

この点では臨時行政改革推進審議会（行革審）も、例外ではなかった。海部首相の諮問に応え、同審議会が91年9月13日行った「証券・金融の不正取引の基本的是正策」に関する答申は、はっきりとこの立場をとっていた。例えば「今般の問題の背景には、証券行政が業界の保護・育成に偏り、証券市場における競争が十分ではなかったという面がある」「証券・金融両市場における競争促進のためにも、金融制度改革を推進する必要がある」などである。

これは、証券市場についてみるならば、新規参入に関する免許制、株式等売買の委託手数料の固定体系などを指している。その限りでは、間違いとはいえない。しかし、銀行、証券業界に関しても、その他の業界に関しても、日本型資本主義において、同業各社間で特徴的なのは「過少競争」ではなく、「過当競争」である。銀行、証券各社の少なからぬ幹部たちが、「悪」と知りながら各種の不祥事を起こしたのは、過当競争の故だった。そうした不祥事を防ぐためには、まず何よりも、過当競争の克服が必要なのである。

## 「日本型」の昇華で世界に手本を

同業各社間の過当競争の克服は、日本が国際化の潮流の中で、国際社会で敬愛され、国際協調の実を挙げていくうえでも、必要である。同業各社間の過当競争が、ファローズのいう「一方的、かつ破壊的な経済膨脹」を生み、それが日本型資本主義に対する国際社会の批判を招いているか

らである。

一体、過当競争に基づく対外経済膨脹は抑制可能なのか。それは可能だと私は思う。現に、実例がある。さきに述べた対米、対ECの輸出自主規制は、その典型的なものである。これらは関係業界と主務官庁との話し合いで決められた。もっとも、同業各社間の対外過当競争は、輸出面での過当競争だけではない。横並び海外進出にも、その傾向が示されている。その抑制は可能なのか。可能だと思う。関係業界、主務官庁の話し合いで輸出自主規制ができるのだから、同じ方法で海外進出の自主抑制も、やってできないことはあるまい。

ソ連・東欧での共産主義の崩壊で、資本主義と共産主義との競り合いは、今日すでに資本主義の勝利に帰している。しかし、資本主義自体は一様ではない。主流をなすのは欧米型資本主義で、これは「権利重視の個人主義」に立脚する。それに対し、非主流ながら、このところ、国際的にとみに注目されているのが、ほかならぬ日本型資本主義である。これは「和の集団主義」に立脚する。

現在、アジアNIES、ASEANなど、アジア諸国の間には、欧米型資本主義でなく、日本型資本主義をこそ、見習うべきだとする風潮が強い。ソ連・東欧にも、これからの経済建設に当たり、参考にするべきは日本型資本主義だとする説が、少なくないようである。もし日本が従来の日本型資本主義の長所を守りながら、短所の改善に努め、「開明的集団主義」に基づく、より高次の日本型資本主義へと発展、昇華させるならば、それは、国際社会での日本の地歩の安定化につながるとともに、世界の多くの国ぐにに、立派な手本を提示することにもなる。わが日本は、その方向を目指すべきだと思う。

(注)

- (1) つぎの資料によった。①89年9月1日夕刊各紙、同2日朝刊各紙 ②「日米構造問題協議最終報告」(財団法人通商産業調査会・1990年) ③通産省通商政策局提供の資料
- (2) 相川清治氏「独占禁止法におけるカルテル規制の実効性に関する問題」(城西女子短大紀要・91年1月) 47～52ページ
- (3) 後藤敏夫氏「日本的雇用慣行の将来」(城西女子短大紀要・88年1月) 20ページ
- (4) 戸田忠一氏「企業の社会的責任について」(城西女子短大紀要・91年1月) 25ページ